

生協行事のための補償制度

行事保険

普通傷害保険（行事参加者の傷害補償特約、国内旅行傷害保険特約）

賠償責任保険（施設所有（管理）者特別約款、保管物特別約款、生産物特別約款）

行事保険は、生協が主催の行事や生協運営にかかわる諸活動に参加する組合員の方々が、急激かつ偶然な外来の事故によってケガをされた場合の補償と、主催者である生協が活動参加中の組合員および他人に対して法律上の賠償責任を負担することによって被った損害への補償をする制度です。

*くらしの助け合いの会などの福祉活動についての補償は、[生協福祉活動保険]へご加入ください。

保険契約者	日本生活協同組合連合会が保険契約者となる団体契約です。
本制度に加入できる方	日本生活協同組合連合会の会員生協および会員生活協同組合連合会
保険期間	2026年7月1日から 1年間 ※中途での加入も可能です。

行事保険のうち見舞金制度部分には、「日帰り行事」について団体割引20%（※1）と優良割引5%（※2）が適用されています。

（※1）団体割引は、見舞金制度の保険料算出に使用した実績人数の平均人数（のべ行事参加者数を行事開催日数で除したのもの）により決定しています。今年度の平均人数が3,000名に達しなかった場合、保険料が変更となります。

（※2）優良割引は、保険金の支払状況により変更になることがあります。

本制度で対象となる行事は、生協主催の行事や運営にかかわる諸活動です。

【対象となる行事や活動の主な例】

産地見学会、組合員を対象とした学習会や研修会、生協が主催する班会・運営委員会・総代会など組合員参加の会議、生協への加入おすすめの活動、生協まつり、生協が参加を募った被災地ボランティア、生協での職業体験行事、その他生協や連合会が主催する組合員を対象とした行事（**オンライン行事を含みます**）・・・・・・・・など

※ 店舗で品物を買っているときや共同購入で荷分けしているときのケガは対象となりません。

※ P14～の「日帰り行事の種類 一覧表」に列記されている行事が対象となります。（列記されていない行事については、行事保険の対象とならない場合がありますのでお問い合わせください。）

※オンライン行事についてのQ&AをP4に記載しておりますのでご参照ください。

本制度で対象とならない主な行事（詳しくはP17の「対象とならない行事」をご覧ください。）

- いかだ下り、川下り（観光用のライン下り以外）、熱気球搭乗、船釣り
- 山岳登山（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの）、リュージュ、ポブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険な運動
- 自動車、原動機付自転車、モーターボート（水上オートバイを含みます。）、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類する乗用具による競技、競争、試運転・・・・・・・・など

※被災地でのボランティア活動については対象とならない活動もあります。P17を参照ください。

NEW

2026年7月更改時より「**熱中症補償**および**食中毒補償**」が追加になりました（そのため見舞金で単価が上がっている場合があります）

※2026年7月1日以降に発生した事故から対象となります。



目次

制度の概要	・ ・ ・ ・ ・	P 1
保険金のお支払いについて	・ ・ ・ ・ ・	P 2
補償のタイプと保険料	・ ・ ・ ・ ・	P 7
事故事例	・ ・ ・ ・ ・	P 9
事故がおきたときは	・ ・ ・ ・ ・	P 1 1
参考資料	・ ・ ・ ・ ・	P 1 3
重要事項説明書（ご加入前に必ずご一読ください）		P 1 8

制度の概要

1. 本制度のしくみ

本制度は、(1)見舞金制度(ケガ・身体の補償制度)と(2)賠償事故補償制度から構成されています。

(1)見舞金制度(ケガ・身体の補償制度)

参加を登録したすべての組合員、組合員の家族、引率者(子どもを対象とした行事)など行事の参加者全員(業務として参加した生協職員を除く)が、行事に参加中および行事開催場所と自宅との往復途上において、急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされたり、亡くなられた場合に補償します(病気は補償対象外です)

なお、2026年7月更改時より日射または熱射による身体障害(熱中症)および中毒症状(食中毒)も補償対象となります。

NEW

(2)賠償事故補償制度

生協が行事に参加中の組合員および他人に対して、行事主催者としての責任(法律上の賠償責任に限ります)を負担することによって被った損害を補償します。

(この保険では、提供した飲食物等に起因する賠償責任も補償の対象となります)

2. こんなとき保険金をお支払いします

<見舞金制度(ケガ・身体の補償制度)>

- 産地見学会の施設内で見学中、足元がすべって転倒し捻挫した。
- 料理教室で料理中、包丁で誤って指を切ってしまった。
- 運営委員会への参加途上、車にはねられ負傷した。
- 運営委員会のピラ配りの活動中、階段段差に気付かず転倒し打撲した。
- 生協主催のバレーボール大会で、プレー中アキレス腱を断裂した。
- 生協まつり会場で、グラウンドのへこみで転倒し、ケガをした。
- 職業体験に参加した際に、店舗内で滑って転倒し骨折した。
- 生協まつり参加中に熱中症となり、病院を受診した。
- 生協まつりで調理した食事を食べて食中毒となり、病院を受診した・・・など



<賠償事故補償制度>

- 行事で借りたテントを不注意で壊してしまった。
- 料理教室での活動中、ガス爆発により組合員がケガをして、主催者として法律上の賠償責任を負った。
- 生協施設以外の会議室施設で、参加組合員の子供が誤って施設のガラスを破損させた。
- 活動中に、生協所有でない借りたコーヒーポットを不注意で落として壊した。
- 生協まつりの片づけ中、台車から借り物のホットプレートを落下させて破損させた。
- 食のフェスティバルの体験イベントで、調理中の料理をスタッフがこぼして来場者に火傷を負わせた。
- 生協まつりで提供した食事が原因で食中毒が発生した・・・など

*活動中であっても、お車による賠償事故は、この保険の補償の対象となりません。

*活動中であっても、行事主催者として生協に責任(法律上の賠償責任に限ります)が伴わない参加者の個人的な事故については補償の対象となりませんので、個々に個人賠償責任保険に加入していただくことをおすすめします。

保険金のお支払いについて

1. 見舞金制度（ケガ・身体への補償制度）

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合	
傷 害	死亡保険金	被保険者（*1）が行事参加中の急激かつ偶然な外来の事故（以下「事故」といいます。）によりケガ（*2）をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 （注）すでに支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額からすでに支払った金額を差し引いた額をお支払いします。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失によるケガ ・ けんかや自殺・犯罪行為を行うことによるケガ ・ 自動車または原動機付自転車の無免許運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用しての運転中に生じた事故によるケガ ・ 脳疾患、疾病、心神喪失によるケガ ・ 妊娠、出産、流産、外科的手術などの医療処置によるケガ ・ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ（*4） ・ 戦争、内乱、暴動などによるケガ（*5） ・ ピッケルなどの登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング、フリークライミング（宿泊行事では登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは含みません。）、リュージュ、ボブスレー、航空機操縦（ただし、職務として操縦する場合を除きます。）、ハンググライダー搭乗などの危険な運動中のケガ ・ 自動車、オートバイ、モーターボート等による競技等を行っている間のケガ ・ むちうち症、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見※のないもの ※医学的他覚所見とは理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいますなど
	後遺障害保険金	被保険者（*1）が行事参加中の事故によりケガ（*2）をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合	後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。 （注）保険期間（保険のご契約期間）を通じ、合算して死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
	入院保険金	被保険者（*1）が行事参加中の事故によりケガ（*2）をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合	入院日数1日につき、入院保険金日額をお支払いします。 （注1）事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては、入院保険金をお支払いできません。 （注2）入院保険金が支払われる期間中に、別の事故によりケガをされても入院保険金は重複してはお支払いできません。	
	手術保険金	被保険者（*1）が行事参加中の事故によりケガ（*2）をされ、その治療のため事故の日からその日を含めて180日以内に病院または診療所において手術（*3）を受けられた場合	以下の金額をお支払いします。 ①入院中（注）に受けた手術の場合 入院保険金日額×10 ②上記①以外の手術の場合 入院保険金日額×5 ただし、1事故につき事故の日からその日を含めて180日以内の手術1回に限ります。 （注）事故により被ったケガを直接の結果として入院している間をいいます。	
	通院保険金	被保険者（*1）が行事参加中の事故によりケガ（*2）をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に通院された場合 なお、通院には往診を含みますが、治療を伴わない薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。	通院日数1日につき、通院保険金日額をお支払いします。＜90日限度＞ （注1）事故の日からその日を含めて、180日を経過した後の通院に対しては、通院保険金をお支払いできません。 （注2）通院保険金が支払われる期間中に別の事故によりケガをされても、通院保険金は重複してはお支払いできません。 （注3）通院しない場合においても、骨折等のケガをされた場合において、所定の部位（*6）を固定するために被保険者以外の医師の指示によりギプス等（*7）を常時装着したときは、その日数について保険金をお支払いします。	

(*1)被保険者（保険の補償を受けられる方）とは、生協主催の行事や運営にかかわる諸活動に参加している方のうち、事前に参加登録を行っている方となります。

(*2)「ケガ」には、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒・細菌性食中毒およびウイルス性食中毒を含みます。また、偶然な外来による日射または熱射によって身体に障害を被ったときにも補償の対象となります。

(*3)対象となる手術は以下の①・②とします。

①公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表によって手術料の算定対象として列挙されている手術。ただし、創傷処理、抜歯などお支払い対象外の手術があります。

②先進医療に該当する診療行為。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為などお支払い対象外となるものがあります。

(*4)天災補償特約を付帯した場合に限り、「地震もしくは噴火またはこれらによる津波が原因のケガ」も補償の対象となります。

(*5)条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約がセットされているため、テロ行為によるケガは補償の対象となります。

(*6)所定の部位とは肩関節、ひざ関節等の上肢または下肢の三大関節部分、肋骨（ろっこつ）、胸骨等の保険約款記載の部位をいいます。

(*7)「ギプス等」とは、ギプス（キャスト）、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子（シーネ、スプリント）固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース、線副子等およびハローベストをいいます。

【急激かつ偶然な外来の事故（パンフレット内では「事故」と表記）とは】

下記3項目を全て満たす場合をいいます。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">○急激性＝突発的に発生し、事故からケガまでの間に時間的間隔がないこと○偶然性＝事故発生が予知できない、意思に基づかないもの○外来性＝身体の外部からの作用によるもの |
|---|

<上記3項目に該当しない例（保険金支払い対象外）>

日焼け、熱中症（注）、低温やけど、しもやけ、くつずれ、アレルギー性皮膚炎、疲労骨折、骨粗しょう症による骨折、腱鞘炎、慢性の関節炎、肩凝り、テニス肘、野球肩、慢性疲労・筋肉痛（反復性の原因によるもの）、疾病などは“急激かつ偶然な外来の事故によるケガ”に該当しないため、保険金支払の対象とはなりません。（注）熱中症は、急激・偶然・外来の結果生じるものではありませんが、この見舞金制度では特約により補償の対象となります。

○保険金は、生命保険、健康保険、労災保険、自賠責保険などの給付とは関係なくお支払いします。

《日帰り行事におけるオンライン行事についてのQ&A》

Q1：行事保険の補償の対象となるオンライン行事はどのような行事ですか？

A1：以下の要素を全て満たすオンライン行事が対象になります。

- ① 映像または音があるもの
- ② 日時が特定されており、ライブ実施であるもの
- ③ 主催者が、参加者を確認できる（双方向のやりとりができる）こと
- ④ 主催者が、主催者の管理下中の間の事故であることを証明できること

Q2：オンライン行事の補償の範囲はいつ、どこまでになりますか？

A2：主催者と各参加者との双方向の通信が開始された時から、その通信が終了するまで（行事の途中で離脱等をした場合は離脱等をした時）の間の事故を補償します。また、オンライン行事参加のため、双方向通信を開始する場所（主催者が指定する拠点会場等）へ移動する場合は、自宅から参加場所までの往復途上の事故についても補償します。

Q3：補償の対象となるオンライン行事の具体的な事故事例を教えてください。

A3：次のようなオンライン行事事事故が補償の対象となります。

- ① 自宅の2階でウェビナー（ウェブ開催のセミナー）に参加中、休憩時間に1階のお手洗いに行く際に階段を踏み外し捻挫した。
- ② 自宅でオンラインの料理教室に参加中、包丁で指を切った。
- ③ 自宅からオンライン行事の拠点会場に自転車に乗って向かう途中で、バランスを崩し転倒してケガをした。

（注）保険金のお支払いにあたっては、主催者の管理下中の事故であることの証明が必要となります（事故通知（証明）書の事故証明欄で証明していただくこととなります）。

Q4：補償の対象とならないオンライン行事の具体的な事故事例を教えてください。

A4：次のようなオンライン行事事事故は補償の対象となりません。

- ① ライブ配信ではなく、後日録画配信された行事の動画を視聴している間に発生した事故。
- ② 自宅でオンライン行事に参加中、画面の前から離れて行事と関連性のない家事を行っている際に発生した事故。
- ③ 旅行先でオンライン行事に参加し、行事終了後の自宅に帰るまでに発生した事故。

2. 賠償事故補償制度



《保険金をお支払いする場合》

生協が行事に参加中の組合員および他人に対して次の法律上の賠償責任を負担することによって被った損害を補償します。

- (1) 身体賠償：他人の身体に障害（障害に起因する死亡を含みます）を与えてしまった場合
- (2) 財物賠償：他人の財物（預かり物は除きます）を損壊してしまった場合
- (3) 預かり物賠償：他人からの預かり物を損壊（紛失・盗難を含みます）してしまった場合
- (4) 生産物賠償：提供した飲食物等で他人の身体や財物に被害を与えてしまった場合

《お支払いする保険金》

保 険 金 の 種 類		支 払 方 法	
損 害 賠 償 金	① 損 害 賠 償 金	被保険者が被害者への賠償債務の弁済のために支払う金額 ・身体賠償の場合…逸失利益、治療費、入院費、休業補償費、慰謝料など ・財物賠償の場合および預かり物賠償の場合…滅失については滅失時の時価、汚損、損傷については修理費（修理不能もしくは修理費が時価を超える場合は時価）など	被害者へ賠償債務を弁済したときに、自己負担額を超える部分について支払限度額を限度にお支払いします。
	② 損 害 防 止 費 用	損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる費用	①と合算して、自己負担額を超える部分について支払限度額を限度にお支払いします。
費 用 害	③ 応 急 手 当 等 費 用	損害防止費用を支出後に賠償責任が発生しなかったことが判明した場合に、応急手当、護送、診療、治療、看護、その他の緊急措置に要した費用および保険会社の書面による同意を得て支出した費用	
	④ 争 訟 費 用	損害賠償に関する争訟について、訴訟、弁護士報酬、仲裁、和解、調停等に要した費用または権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用	支払限度額の外枠でお支払いします。ただし、①の金額が支払限度額を超えた場合には、その割合に応じてお支払いします。
	⑤ 保 険 会 社 へ の 協 力 費 用	保険会社が直接被害者と折衝する場合に、被保険者が協力するに際して支出した費用	支払限度額の外枠でお支払いします。
	⑥ 示 談 交 渉 費 用	被保険者が保険会社の書面による同意を得て支出した示談交渉に要した費用	支払限度額の外枠でお支払いします。

- ※1 ①の保険金には判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金を含みます。被保険者が被害者へ損害賠償金を支払うことによって、取得するものがあるときは、その価額を差し引いた額とします。
- ※2 ①の保険金請求権については被害者に先取特権があります。被害者に①の保険金が支払われた場合、②および③にてお支払いする金額は、支払限度額から被害者に支払われた保険金を差し引いた額を上限にお支払いします。
- ※3 ①～⑥について、他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、保険金が差し引かれることがあります。

《保険金をお支払いできない主な場合》

- 保険契約者（注）、被保険者（注）またはこれらの者の法定代理人の故意によって生じた賠償責任
（賠償責任保険共通）
（注）保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する賠償責任
（賠償責任保険共通）
- 地震、噴火、洪水、津波などの天災に起因する賠償責任
（賠償責任保険共通）
- サイバー攻撃により生じた事象に起因して負担する賠償責任
（賠償責任保険共通）
- 施設の修理、改造または取壊しなどの工事に起因する賠償責任
（施設所有（管理）者特別約款）
- 航空機、昇降機、ロープウェイカー、ケーブルカー、自動車または施設外における船、車両（原動力がもっぱら人力である場合を除きます。）もしくは動物の所有、使用または管理に起因する賠償責任
（施設所有（管理）者特別約款）
- 被保険者の使用人が所有しまたは私用する財物が損壊、紛失し、または盗取されたことに起因する賠償責任
（保管物特別約款）
- 保管物の性質、欠陥またはねずみ食いもしくは虫食いに起因する賠償責任
（保管物特別約款）
- 生産物の性質または欠陥により、損壊したことに起因するその生産物自体に対する賠償責任
（生産物特別約款）

……………など

補償のタイプと保険料

補償タイプ		A タイプ	B タイプ	C タイプ	D タイプ	
見舞金制度 (普通傷害保険)	死亡・後遺障害	100万円	200万円	300万円	500万円	
	入院保険金日額	1,500円	1,500円	2,500円	3,000円	
	通院保険金日額	1,000円	1,000円	1,500円	2,000円	
賠償事故補償 制度 (各タイプ共通) (賠償責任保険)	身体賠償	1名 1億円 1事故 2億円 (自己負担額 1事故 1,000円)				
	財物賠償	1事故 1,000万円 (自己負担額 1事故 1,000円)				
	預かり物賠償	保険期間中通算 500万円 (自己負担額 1事故 1,000円) (現金・貴金属等の貴重品に関する賠償の場合は、 1事故10万円・保険期間中通算100万円が限度となります。)				
組合員 1名あたりの 保険料	日帰り行事①	天災補償 なし	9円	11円	17円	24円
		天災補償 あり	11円	14円	21円	32円
	日帰り行事②	天災補償 なし	38円	50円	78円	112円
		天災補償 あり	41円	54円	82円	120円
	日帰り行事③	天災補償 なし	74円	99円	155円	225円
		天災補償 あり	77円	103円	159円	232円
	宿泊行事 (1泊2日迄)	天災補償 なし	91円	107円	162円	228円
		天災補償 あり	131円	167円	254円	368円
	宿泊行事 (3泊4日迄)	天災補償 なし	109円	127円	195円	275円
		天災補償 あり	149円	187円	287円	415円

*上表の組合員1名あたりの保険料には、賠償事故補償制度の保険料1円が含まれています。

*見舞金制度については、1名あたりの保険金額を表示しています。

*賠償事故補償制度については、お支払いする保険金の限度額を表示しています。

《主な日帰り行事の種類について》

その他の行事につきましてはP14～P17「日帰り行事の種類一覧表」をご覧ください。

日帰り行事①	班会・会議・会合・交流会 (国際交流・華道・茶道等)・産地や工場見学会・職業体験・講習会 (スポーツの場合は実技を伴わないもの)・生協まつり・平和行進・コンサート・映画鑑賞・料理教室・ハイキング・バレーボール・ソフトボール・テニス・卓球・水泳・いちご狩り・ウォークラリー・健康増進教室(体力テスト、血圧測定)
日帰り行事②	運動会・アスレチック (アスレチック場で総合的に行うもの)・陸上競技・スケート・ジョギング・軟式野球・日帰りキャンプ・サイクリング など
日帰り行事③	アイスホッケー・カヌー教室・空手・硬式野球・サッカー・柔道・スキー・スノーボード・相撲・タッチラグビー・フットサル・ボディボード・レガッタ など

自由設計について

- 見舞金制度の補償金額については自由に設計することもできます。(賠償事故補償制度は各タイプ共通と同じになります。)
- 天災補償特約は補償ごとの個別付帯はできません。すべての補償に付帯するか付帯しないかで算出してください。

(日帰り行事は、1日1名あたりの保険料。宿泊行事は、1回1名あたりの保険料)

補償金額は、入院保険金日額は死亡・後遺障害の1000分の3以内、通院保険金日額は入院保険金日額を下回る金額で決めてください。

	死亡・後遺障害 ()万円	+	入院保険金日額 ()円	+	通院保険金日額 ()円	=	1名あたりの保険料 円
日帰り行事①	円	+	円	+	円	=	円
日帰り行事②	円	+	円	+	円	=	円
日帰り行事③	円	+	円	+	円	=	円
宿泊行事(1泊2日迄)	円	+	円	+	円	=	円
宿泊行事(3泊4日迄)	円	+	円	+	円	=	円

■ 保険料表 (単位:円) ※死亡・後遺障害の保険料には賠償事故補償制度の保険料1円が含まれています。

死亡・後遺障害 保険料														
保険金額	200万円		300万円		350万円		500万円		800万円		1,000万円		2,000万円	
天災補償	なし	あり	なし	あり	なし	あり	なし	あり	なし	あり	なし	あり	なし	あり
日帰り行事①	6	8	9	12	10	14	14	19	22	30	27	37	53	73
日帰り行事②	26	28	39	42	45	49	64	69	101	110	126	137	251	273
日帰り行事③	51	53	76	79	89	92	127	132	202	210	252	262	503	523
宿泊行事(1泊2日迄)	32	72	47	107	55	125	78	178	123	283	154	354	307	707
宿泊行事(3泊4日迄)	38	78	57	117	66	136	95	195	151	311	188	388	375	775

入院 保険料												
保険金日額	2,000円		2,500円		3,000円		4,000円		4,500円		5,000円	
天災補償	なし	あり	なし	あり	なし	あり	なし	あり	なし	あり	なし	あり
日帰り行事①	4	5	5	6	6	8	8	10	9	11	11	13
日帰り行事②	20	21	25	26	30	32	40	42	45	47	51	53
日帰り行事③	40	41	51	52	61	62	81	82	91	93	101	103
宿泊行事(1泊2日迄)	23	39	28	48	34	58	45	77	51	87	57	97
宿泊行事(3泊4日迄)	27	43	34	54	41	65	54	86	61	97	68	108

通院 保険料										
保険金日額	1,000円		1,500円		2,000円		3,000円			
天災補償	なし	あり	なし	あり	なし	あり	なし	あり	なし	あり
日帰り行事①	2	2	3	3	4	5	6	7		
日帰り行事②	9	10	14	14	18	19	28	29		
日帰り行事③	18	19	28	28	37	38	55	56		
宿泊行事(1泊2日迄)	58	66	87	99	116	132	173	197		
宿泊行事(3泊4日迄)	69	77	104	116	139	155	208	232		

事 故 事 例

参加の行事	ケガの 部位・内容	事故内容	支払保険金
【行事中のおケガ】			
機関紙等の配布	右足首骨折	チラシのポスティング中、道路の階段につまずいて転んで右足くるぶし骨折。	2,000 円
	上腕骨折	機関紙配布の途中、配布先の敷地内で段差に気づかず転倒し上腕骨折。	194,000 円
	顔面打撲	生協の機関紙配布中に、組合員宅の外階段で踏み外して転倒し顔面打撲。	1,000 円
	右手首捻挫	組合員のお便りを配布中、路上のへこみにつまずいて転倒し、右手首をついてしまい捻挫。	18,000 円
サークル活動・班会など	右足甲骨骨折	卓球のサークルに参加している際に、転倒してしまい右足甲骨骨折。	37,000 円
	左足首骨折	ソフトバレーの練習中にブロックをした後アタックした人の足に乗ってしまい左足首骨折。	90,000 円
	右ひざ骨折	登山の班会中に山道で足を滑らせて転倒し右ひざ骨折。	16,000 円
	手首・前歯骨折	ウォーキングを行う班会に参加した際、歩道の縁石につまずいて転倒し手首、前歯骨折。	168,000 円
	胸腹部打撲	ウォーキングの班会に参加した際に側溝のふたにつまずいて転倒してしまい胸腹部を打撲。	15,000 円
	足捻挫	バドミントンサークルに参加した際、シャトルを踏んでしまい足を捻挫。	34,500 円
	右足アキレス腱断裂	ソフトボール大会に参加した際、打球を取ろうとしたときに後ろ向きに転倒してしまい、縁石で右足を強打しアキレス腱断裂。	211,000 円
	手切傷	料理会に参加して調理中、包丁で誤って指を切ってしまった。	10,500 円
生協委員会・理事会関係	顔面裂傷・手足打撲	支部委員会出席のため会場に向かい、駐車場にバイクを停める際に転倒し、顔面裂傷、手足打撲。	19,500 円
	親指打撲	委員会に向かう途中、凍結した路面で滑って転倒し左手首、親指を打撲。	2,000 円
	右足捻挫	企画の発送準備作業後、帰宅しようと駐輪場に向かっていたところ、ブロックに気づかず足をひっかけてしまい右足捻挫。	8,000 円
	足首捻挫	生協の委員会に参加するため会場に向かう途中、十字路で自転車が飛び出してきたため接触して転倒し足首を捻挫。	25,000 円
	指切傷	委員会活動時に調理後の片づけを行っていたところ、ガラスの破損部分に指が触れてしまい負傷。	4,000 円

参加の行事	ケガの 部位・内容	事故内容	支払保険金
	火傷	エリア会議のお茶当番で洗い物をしていたところ、熱湯が手の甲にかかり負傷。	4,000円
生協イベント 等	左足骨折	生協のパーティーに参加し集団託児の最中に、子供をマットの上で遊ばせていたところ足を滑らせて転倒し左足骨折。	62,000円
	顔面打撲	生協施設の上棟式の際に、投げた角餅が目の横にあたってしまい顔面打撲。	4,000円
	足切傷	田植え企画に参加した際、田んぼの中に埋もれていた空き缶を素足で踏んでしまい負傷。	3,000円
宿泊事故	左足骨折	養殖場見学終了後バスに移動する途中、段差に気付かず転倒し左足骨折。	18,000円
	頭部打撲	ブロックの組合員交流研修会に参加した際、雨上りの路上の水たまりで靴が滑って転倒し頭部を強打し打撲。	4,500円
	火傷	宿泊を伴うキャンプセミナーに参加して夕食の調理を行っていたところ、調理した油をキッチンペーパーでふき取り移動する際に手の甲に落としてしまい火傷した。	1,000円
	左肩骨折	広島へのツアーの引率に参加した際、歩いていたところ転倒してしまい左肩を骨折。	167,000円

事故形態	損壊物	事故内容	支払保険金
賠償事故	パーテーション	貸店舗をかりて催事を行っていた時に、本来は室内に置いておくべきアクリルパーテーションを外に置いてしまい、強風が吹いて倒れて破損してしまった。	12,524円
	窓ガラス	親子での地域交流活動中、子供が投げたボールが窓ガラスに当たり施設のガラスにひびが入り破損。	29,888円
	壁紙	生協の支部のつどいで壁に養生テープで横断幕を貼って使用していた。終了後に横断幕を撤去しようとしたところ養生テープで壁紙がはがれてしまった。	27,490円
	テント	商店街と一緒に取り組んださんま祭りの際にテントを組み立てようとしたところテントの足を折ってしまい破損。	8,832円
	障子戸	生協主催の講演会を開催した際、会場の和室内で子供が誤って障子戸にぶつかってしまい、木の枠を破損させてしまった。	53,450円

※上記はお支払いした事故事例（抜粋）です。

事故がおきたときは

事故がおきたとき（組合員から事故の連絡があった場合）は、すみやかに「行事保険 事故通知（証明）書」を共栄火災海上保険株式会社までメールで送付してください。事故対応のご相談とあわせて共栄火災海上保険株式会社より保険金請求に必要な書類をお送りします。

【事故対応マニュアル・事故通知書のダウンロードはこちら】

アイランドアイサービスのホームページ⇒ <https://www.iandi-s.co.jp>

（もしくは「株式会社アイランドアイサービス」で検索）

生協行事保険のページの下段「●保険金のご請求について」の項から、マニュアルと通知書をダウンロードできます。

1. 見舞金制度にかかわるケガ（傷害事故）の場合

保険金請求者はケガをされた方となります。ケガの治療が完了してから、必要書類をご返送ください。なお、死亡事故の場合は死亡された方の法定相続人が保険金請求権者となります。

- ① **保険金請求書兼同意書**：ご請求者の住所、氏名と保険金振込口座をご記入いただきます。
- ② **事故状況報告書**：おけがの日時、事故原因および状況をご記入ください。
- ③ **診断書（入院・通院申告書）**：医師の診断書が必要です。ただし、入院・通院で保険金請求額が10万円以下である場合は「入院・通院申告書」に代えることができます。
後遺障害の場合：上記のほか、後遺障害の程度を証明する医師の診断書が必要となります。
死亡事故の場合：上記のほか、死亡診断書または死体検案書が必要となります。
- ④ **その他保険会社が必要とする書類**：死亡事故の場合は法定相続人を確認する書類や法定相続人の委任状・印鑑証明書など

【ご注意いただきたいこと—傷害事故 1】

入院・通院等の保険金お支払い要件は、以下のとおりとなります。

（1）入院保険金

自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念すること

（2）通院保険金

病院または診療所に通い、または往診により、治療を受けること

※1 医師とは、医師法に定める医師をいいます（ケガをされた方が医師の場合は、本人以外の医師をいいます）。

※2 あんま、はり、灸、マッサージ、カイロプラクティック等の施術については、医師の指示により施術を受けたものに限り、支払の対象とする場合があります。施術を受けた場合は、医師の指示であることを証明する指示書が必要となります。

【ご注意いただきたいこと—傷害事故 2】

すでに存在していた身体の障害や病気（骨粗しょう症を含みます）の影響によりケガの程度が重大となった場合は、その影響がなかった場合に相当する保険金（保険金額、日数等に割合を乗じて算出します）をお支払いします（ケガの原因が病気のみ起因する場合は保険金支払の対象とはなりません）。

2. 賠償事故補償制度の場合（賠償事故）

保険金請求者は生協および組合員となります。被害者との示談交渉が終了してから、必要書類をご返送ください（対物事故の場合、壊れた物の写真をお撮りください）。

- ① **保険金請求書兼同意書**
- ② **事故原因・事故状況を立証する書類**
- ③ **示談書・賠償申告書**
賠償事故における保険金請求額が300万円以下の場合「賠償申告書」に代えることができます。
- ④ **その他保険会社が必要とする書類（損害写真、損害額立証書類等）**

*賠償責任事故が起きた場合、示談額などについて必ず事前に共栄火災社と確認してください（事前にご連絡をいただけない場合、示談額の全額を保険金でお支払いできないことがあります）。
 その際、現場および事故状況（被害物など）の写真撮影、先方（被害者）との話し合い、示談書（保険会社所定用紙）の作成など事故の際の対応についてもご相談いただけます。

【ご注意いただきたいこと—賠償事故】

- (ア) 事故の原因を正しく確認してください。
- (イ) 書面による示談以前に、口頭で賠償金額の約束をしないでください。
 （事故の内容から相手に賠償すべき金額を正しく確定させる以前に「全額弁償する」、「〇万円払います」などの口約束は厳禁です）
 保険でお支払いできるのは法律上の損害賠償責任を負うべきとされる金額です。

先取特権

賠償責任にかかる事故が発生した場合、被害者は、賠償責任に対する保険金（費用保険金は除きます）について、他の債権者に優先して弁済を受けることのできる権利（先取特権）を有します。被保険者への保険金のお支払いは、被保険者が被害者に対してその損害を賠償した場合、または被害者が承諾した場合に限られます。

【ご加入にあたって】

- この保険契約は下記の保険会社による共同保険契約であり、引受幹事保険会社である共栄火災が他の引受保険会社の代理・代行を行います。なお、各引受保険会社は、それぞれの引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。
- このパンフレットは制度の概要を説明したものです。詳しくは取扱幹事代理店株式会社アイアンドアイサービスまでご照会ください。
- 保険料のお支払い方法は、「一時払」となります。2026年7月1日を保険始期日とするお申込みの締切日は、2026年5月29日（金）です。締切日までに株式会社アイアンドアイサービスに加入依頼書をメールでご送信ください。
 また、中途加入につきましては、株式会社アイアンドアイサービスにお問い合わせください。

(お問い合わせ先)

<p>●取扱幹事代理店 株式会社アイアンドアイサービス 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷4-1-13 コープ共済プラザ Tel. 03-6836-1330 / Fax. 03-6836-1333 メール： iandi@coopkyosai.coop ホームページ： https://www.iandi-s.co.jp ※この商品は会員生協や事業連合の代理店と共同で募集しています。</p> <p>●引受幹事保険会社 共栄火災海上保険株式会社 団体組織開発部 営業課 〒105-8604 東京都港区新橋1-18-6 Tel. 03-3504-2898 / Fax. 03-3504-2948</p>	<p><引受保険会社および引受割合></p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">共栄火災海上保険株式会社</td> <td style="text-align: right;">80%</td> </tr> <tr> <td>東京海上日動火災保険株式会社</td> <td style="text-align: right;">10%</td> </tr> <tr> <td>損害保険ジャパン株式会社</td> <td style="text-align: right;">5%</td> </tr> <tr> <td>三井住友海上火災保険株式会社</td> <td style="text-align: right;">5%</td> </tr> </table>	共栄火災海上保険株式会社	80%	東京海上日動火災保険株式会社	10%	損害保険ジャパン株式会社	5%	三井住友海上火災保険株式会社	5%
共栄火災海上保険株式会社	80%								
東京海上日動火災保険株式会社	10%								
損害保険ジャパン株式会社	5%								
三井住友海上火災保険株式会社	5%								

参考資料

次ページ以降は、「日帰り行事 一覧表」です。

開催（活動）する行事が下記のどの区分に該当するか、ご確認の際にご使用ください。

- 日帰り行事①
- 日帰り行事②
- 日帰り行事③
- 対象とならない行事

日帰り行事の種類 一覧表

	日帰り行事①	日帰り行事②	日帰り行事③	
あ行	<p>アーチェリー 空かん拾い 歩こう会 慰安会(懇談、飲食程度のもの) 囲碁 石けり いすとりゲーム 磯遊び(浜辺で行う程度のもの)</p> <p>いちご狩り</p> <p>いなごとり 稲刈り大会(手作業)</p> <p>いも煮会</p> <p>いも堀 慰問(人形劇、歌程度のもの) 慰霊祭 インディアカ ウォークラリー ウォーターシャギー 牛の乳絞り競争 牛の品評会 腕相撲 腕立て伏せ うなぎつかみ 馬のパレード 馬飛び</p> <p>ウルトラクイズ</p> <p>エアロビクスダンス 映画鑑賞 SL乗車会 エスキーツニス</p>	<p>演芸会 園児のゆうぎ会 遠足(日帰り) 緑日(保育園、幼稚園等主催) お祝い(挨拶、飲食程度のもの) 応援 お神楽(舞台上踊る程度のもの) お菓子作り</p> <p>お好み焼き会</p> <p>おしるこ会 オセロゲーム</p> <p>お茶会</p> <p>お手玉 踊り太鼓 鬼ごっこ おはじき お花見 おはやし 御参り お店屋さんごっこ 親子親睦会(おゆうぎ、じゃんけんゲーム程度のもの) オリエンテーリング(徒歩によるもの) 折紙 音楽鑑賞 温泉旅行(日帰り) (注)上記種目でも、船を使用する場合は、日帰り行事②を適用する</p>	<p>アイススケート アスレチック(アスレチック場で総合的に行うもの) アルティメット 一輪車 慰霊祭(船を利用する場合) ウインドサーフィン 鶴飼体験 運動会</p> <p>エアドーム、エアローム、エアーマット(風船の中で飛びはねる、あるいはトランポリンのようなもの)</p> <p>駅伝 駅伝先導(自動二輪、原付を使用するもの) エコノミーラリー(オートバイ、原付によるもの) 運乗競争(自動二輪、原付、自転車を使用するもの)</p>	<p>合気道 アイスホッケー アメリカンフットボール 居合道 ウェーブカッター(モーターボートで引っ張ってもらうボート) インランドホッケー エアボード エイトボード</p> <p>エコノミーラリー(自動車によるもの)</p> <p>オリエンテーリング(自動車によるもの)</p>
か行	<p>カーリング 開会式 会議、会合 会食会 海水浴 害虫駆除(高所作業を伴わないもの) 買物旅行(日帰り) 鏡開き 柿狩り 影絵 貸しボート乗り 河川清掃 仮装行列 華道 鐘つき 紙芝居 紙すき教室 カラオケ 借物競走 カルタ カローリング 川原遊び(ゲーム、すいか割、水遊び程度のもの) 観劇 観月会 乾布摩擦 街頭募金 街頭ピラ配り 学園祭(模擬店、コンサート、フォークダンス程度のもの) 学習会(読書程度) 合唱 我慢会(暑さ寒さの我慢会) カンガクリケット キックボール(ボールをけりながら旗を回って帰ってくる) きのこ狩り 木の実拾い 肝だめし キャスティング(釣糸を正確にどこまで飛ばせるかを競う。屋外または広場で行うもの)</p> <p>キャッチング・ザ・スティック</p> <p>救急法(講習。人工呼吸、応急処置の仕方程度) 弓道 教会(ミサ、日曜学校) 競技ダンス 郷土芸能パレード 金魚すくい キンボール 草むしり</p> <p>組合大会、組合オルグ(除、専従)</p> <p>クリスマス会(保育園、幼稚園等主催)</p> <p>栗拾い</p> <p>車椅子テニス クロケータ クラウンドゴルフ グリーンボール 敬老会(観劇、カラオケ程度のもの) 結婚式 見学会(工場、公共施設、展覧会、スポーツ、○○ショー、美術館等)</p> <p>けんかだこ ケンケン大会 健康診断</p> <p>健康増進教室(体カテスト、血圧測定程度のもの)</p> <p>懸垂 けん玉 ゲートボール 講演会</p> <p>工芸 工作(子供対象程度のもの)</p> <p>講習会(スポーツの場合は、実技を伴わないもの)</p> <p>交通安全教室(講義程度のもの)</p> <p>交通量調査(市民等が奉仕で行うもの)</p> <p>校庭、プール清掃 交流会(国際交流、華道、茶道等) 氷の彫刻(子供対象程度のもの)</p> <p>子育て講習会</p> <p>子供用三輪車競争 こてき隊 コンサート 懇親会(懇談、飲食程度のもの) 昆虫採集 コンテスト(日焼け比べ程度) コンビネーションユニットマシン(ルームランナー、自転車こぎ) 御詠歌 ゴムボート遊び(川下りを除く) 御来光 ゴルフ</p> <p>(注)上記種目でも、船を使用する場合は、日帰り行事②を適用する</p>	<p>カヌー教室(プール)</p> <p>器械体操 騎馬戦 キックベースボール キャンプ(日帰り) キャンプファイヤー(日帰り) 競歩 炬火リレー 組体操</p> <p>車椅子ジョギング</p> <p>車椅子バスケットボール 車椅子マラソン</p> <p>クロスカントリー(スキーを使用しない場合)</p> <p>見学会(船を使用する場合) 剣道 交通安全自転車キャラバン隊 子供祭(紙のみこしかつぎ)</p>	<p>カッター競技</p> <p>カッターボート カヌー教室(川、湾内) カヌーボロ カバディ カヤック 空手 草競馬 草スキー</p> <p>クロスカントリー(スキーを使用する場合)</p> <p>硬式野球 ゴーカート(遊園地にある程度のもの)</p>	

日帰り行事の種類 一覧表

	日帰り行事①		日帰り行事②	日帰り行事③
さ行	<p>サイクルモノレール サウナ 魚のつかみどり(プール、川の浅瀬で行う場合) 魚の放流 贅立て(観光客を対象とする程度のもの) さくらんぼ狩り サッカー教室(試合は除く) 撮影会 山菜とり 参拝 座禅 3B体操 沙千狩り 式典 詩吟 獅子舞 史跡巡り 自然観察(海岸、野原等) 七五三(お宮参り) 七宝焼 謝恩会(懇談、会食程度のもの) 社交ダンス 写生会 シャッフルボード 手芸 珠算 将棋 植樹祭(公園等で行う記念植樹程度のもの) 植物採集 書道 シンクロナイズドスイミング 身体障害者技能競技会(和裁、洋裁、陶芸等)</p>	<p>森林浴 自転車整理(市民が奉仕を行う程度のもの) 自転車乗り方教室 地引き綱、地曳き綱(観光客を対象とする程度のもの) ジャズダンス じゃんけんゲーム 柔軟体操 順送球 陣取りゲーム 水泳(遠泳を含む) すいか割り 垂直飛び スカッシュ スカッシュバレー すごろく ストーンハンティング(川原で小石拾い) ストレッチ体操 砂遊び スノーボード(プラスチック製で市販されているもの) 巣箱作り スピードガン遊び スプーンレース スポーツカイト スポーツ大会のスタッフ スポーツ大会の役員 スポンジサッカーゲーム スマイルボウリング スローピッチングゲーム(ソフトボールと同じルール。ピッチャーはボールを一回真上に投げ、その落ちてきたボールをバッターに投げる) 清掃(市民が奉仕で行う程度のもの。海岸、公園、河川等) 雪上タイヤ滑り セバタクロウ 創作ダンス 卒業式、卒園式等 ソフトバレーボール(柔らかいボールを使用したバレーボール) ソフトボール (注)上記種目でも、船を使用する場合は、日帰り行事②を適用する</p>	<p>サイクリング サイクルオリエンテーリング サイクルロードレース 魚釣り(船上での釣り、船を使用して釣り場に行つての釣りは除く) 射撃(クレーによる射撃) 射撃(ライフルによる射撃) 射撃(ボーガンによる射撃) 射撃(エアガンによる射撃) 消火訓練(一般市民、学童等が行う程度のもの) 新体操 自転車遅乗り競争 自転車障害物競走 自動二輪試乗会(教習所内で試乗するもの) 銃剣道 重量拳 乗馬(ポニー、ろば等を含む) ジョギング スノーバースライダー 水泳 スケート スケートボード スポーツチャンバラ スポーツ雪合戦 聖火リレー 雪上運動会(スキーを使用しない場合) 船上パーティー</p>	<p>サーフィン 祭礼で山車、みこしに参加するもの サッカー サロンフットボール(ミニサッカーと同じ) 少林寺拳法 自動車試乗会 雪上運動会(スキーを使用する場合) 自動車安全運転講習会 柔道 水上スキー スキー(歩くスキーを含む) スノーサーフィン(スノーボード) スノーホッケー 相撲 そり(スノーボードは除く) 象とのつなひき</p>
た行	<p>ターゲットバードゴルフ 太極拳 たいまつ行列 タイヤ乗り 体カテスト 田植え 宝さがし 竹馬遊び 竹細工 竹とんぼ タケノコ狩り 風あげ(子供用) 卓球 たてぼし 七夕祭り(笹の飾り付け、バザー、食事程度のもの) たまいれ ダーツ 代官行列 ダンスパーティー ダンベル体操 稚児行列 茶つみ チェックボール 彫刻 ちょうちん行列 町内清掃</p>	<p>つな引き 釣教室(建物内で行うもの) 釣堀での釣り テーブルマナー 庭球 テニボン 点字 天体観測、地学・天文観測 ディスクゴルフ 陶芸 とうもろこし狩り 灯ろう流し 討論会 飛び箱 トランプ遊び ドリム体操 豚汁会 同窓会(懇談、飲食程度のもの) 動物と親しむ 土器作り どじょうつかみ ドッチボール どんど焼き(どんど祭り) (注)上記種目でも、船を使用する場合は、日帰り行事②を適用する</p>	<p>体操(床運動、鞍馬、つり輪、跳馬、鉄棒、平行棒、段違い平行棒、平均台等) タイムマラソン(事前に申告したタイムに一番近いタイムで走ったものが勝ち) 樽みこし(子供たちが市内をかついで回る) ツーリング(自動二輪、原付、自転車) テニス野球(テニスのラケットとボールを用いて行う野球) トライアスロン(水泳、自転車、マラソンの競争) トランポリン</p>	<p>剣道 山車 タッチフットボール タッチラグビー 玉せせり(木のボールの奪い合い) ツーリング(自動車) つぎじし(四国郷土芸能) 剣の舞い テコンドー トライアスロン(スキー、自転車、マラソンの競争) トライアスロン(ボート、自転車、マラソンの競争) ドラゴンボート(モーターボートで引っ張ってもらうボート)</p>
な行	<p>ナイトハイク 梨狩り なぞなぞゲーム なわとび 日曜大工教室 二人三脚 入学式、入園式等の式典 乳幼児教室</p>	<p>人形劇 人形作り 人間囲碁、将棋(人間を碁石、将棋の駒に見立てて行うもの) 寝たきり老人や身体障害者に対するヘルパー活動(市民等が奉仕で行うもの) ネットボール(バレーボール形式) 粘土細工 農業体験 納涼大会、納涼パーティー等 (注)上記種目でも、船を使用する場合は、日帰り行事②を適用する</p>	<p>なぎなた 軟式野球(準硬式を含む) 軟式野球(準硬式を含む)審判講習会(実技を含む) ネットボール(バスケットボール形式) 納涼船(クルージング含) 納涼大会、納涼パーティー等(船を使用する場合)</p>	<p>長靴ホッケー 日本拳法 人間ばんば競技(雪上で荷物をのせたそりを5〜6人でひいて競う)</p>

日帰り行事の種類 一覧表

	日帰り行事①		日帰り行事②	日帰り行事③
は行	ハイキング 俳句会 早食い、早飲み競争 走り幅跳び 初詣 花火見物 花火大会(市販程度の花火) 羽根つき ハンカチ落とし 版画 飯ごうすいさん バードウォッチング バーベキュー バウンドテニス バケツレース バザー バスケットピンポン バス旅行、バスハイク(日帰り) バドミントン バントフライング バレーボール バレエ バンブーダンス バンボン(テニスボールより小さいボール、卓球のよう うなラケットを使用。ルールはテニスと同じ) バーティー(懇談、飲食程度のもの) バーニング バターゴルフ バットゴルフ バドミントン バレード(徒歩によるもの) 被災地ボランティア(避難所等における炊き出し、屋内 や屋外での手作業による片付け・清掃作業) 筆記試験 筆記試験の監督 筆記等の試験の監督(自ら実技を行わないもの) 表彰式 ビーチバレーボール ビームライフル(レーザー光線の銃) ビニールバレーボール 美容・健康美体操 ビリヤード ビルテリング(ビルを回るオリエンテリング) びわ狩り	ビンゴゲーム 風船割り、風船運び、風船飛ばし フォークダンス ふき狩り ふくわらい フットバック フライングディスクゴルフ フラッシュボール フラフープ フリースローゲーム フリーテニス フリスビー フルーツバスケット(椅子取りゲームと同じ) ぶどう狩り ブラスバンド ブレイクダンス 分譲地内覧会 プラネタリウム見学 プラモデル プレイブイ(2本のロープにブイを通し動かす) プロ野球観戦 閉会式 ベビーゴルフ 勉強会 ベタンク ベダルボート ペナルティキックゲーム ペロタ 法事 ポウリング 棒踊り ホースシューズ(馬蹄輪投げ) ボート教室(手こぎボートを使用) ボートオリエンテリング ボールリレー ボールカロッティ 歩行ラリー ほたる狩り ホッピング 盆踊り ボンバン(インディアカのルールで、手で打つ代わりにラケットを使う) (注)上記種目でも、船を使用する場合は、日帰り行 事②を適用する	ハッキーサック ハンドベースボール ハンドボール 馬術 バスケットボール バレード(自動二輪、原付、自転車) パワーリフティング 被災地ボランティア (自転車を使用した災害物資の運搬) 避難訓練(一般市民、学童等が行う程度のもの) 氷上運動会 ファイヤーストーム フィールドアーチェリー フィールドアスレチック フェンシング フットベースボール ヘックボール 豊漁祭(船から稚魚を放流する程度のもの) 防災訓練(一般市民、学童等が行う程度のもの) ポディビル ボートボール	バッテリーカー 被災地ボランティア (自動車を使用した災害物資の運搬) ビーチサッカー ファミリーラリー(公道上で安全法規を守って走行 する) フットサル ブルームボール(ホッケーの一種) プラスノースキー(草スキー) ペーロン競漕 ボートレース ボクササイズ ホッケー ボディボード 棒持(真剣でカタの披露)
ま行	マーチングバンド、マーチングフェスティバル 麻雀 マスゲーム マタニテスクール マット運動 まつたけ狩り 的当てゲーム(円型的にゴムボールを当てる) 豆まき 丸太切り競争 マルチアクシス(無重力体験) マレットゴルフ(木槌で打つゴルフ) みかん狩り みこしの誘導 水遊び ミニSL乗車 ミニゴルフ ミニテニス ミニバレーボール 民謡 むかで競争 メーカー行進	迷路 目かくし競争 メンコ 模擬店 模型飛行機(製作と遊び) 木工教室 もちつき モデルハウス見学会 もみじ狩り (注)上記種目でも、船を使用する場合は、日帰り行 事②を適用する	祭り(火渡りの神術、炭の上を渡る) 祭り(『投大松明祭り』) 祭り(漁船の海上パレード) 祭りの中で火縄銃を撃つ マラソン 湖の氷上でのわかさぎ釣り ミニアスレチック ミニサイクルの競争 ミニバイク安全運転コンテスト ミニバスケットボール ミニマラソン もちなげ祭(投げられたもちを取りあう)	マリンロデオ(モーターボートで引っ張ってもら うボート) 祭り(長い竹を持ち、ぐるぐる回る) 祭り(『ねふた祭り』) 祭り(『鞍馬の火祭り』) 祭り(馬が引くそりに乗る) 祭り(『やっさいもっさい祭』スミの上をみこしを担ぎ 歩く) 祭曳船(小船をみこし代わりに) ミニサッカー(サッカーボールより小さめのボール を使用、6人制)
や行	やきいも会 遊園地 遊戯 雪遊び 雪かき(スコップ等で行うもので屋根等の高所作業 (雪おろし)は除く。) ユニカール ヨーヨーつり ヨガ (注)上記種目でも、船を使用する場合は、日帰り行 事②を適用する	野球教室(実技を伴う場合) 屋台船での宴会 遊覧船 ユニホック ヨット教室		

日帰り行事の種類 一覧表

	日帰り行事①	日帰り行事②	日帰り行事③	
ら行	ラインサッカー 落語鑑賞会 落成式 ラケットテニス ラジオ体操 ラジコン リズム体操 リハビリ体操 料理教室 リンゴ狩り	リングテニス (バドミントンコートで、ゴム製の輪を使用) りんご早剥き大会 リンボーダンス 礼拝 浪曲 老人スポーツ大会(血圧測定、輪投げ、パン食競争等) 老人大学講座 ローンボウルス (注)上記種目でも、船を使用する場合は、日帰り行事②を適用する	ライン下り(観光客を対象とする程度のもの) ラケットベースボール ランドヨット 陸上競技(短距離、中距離、長距離、競歩、走り幅跳び、三段跳び、砲丸投げ、円盤投げ、やり投げ、ハンマー投げ、走り高跳び、棒高跳び、障害物競走等) ローラースケート ロディオマシーン	ラクロス ラグビー レガッタ ローラーホッケー
わ行	綿菓子作り 輪投げ わら細工 わら投げ わらび狩り ワンバウンドバレーボール (注)上記種目でも、船を使用する場合は、日帰り行事②を適用する			

対象とならない行事	いかだ下り 岩のぼり ウォータージャンプ 大風揚げ 川下り(観光用のライン下り以外) 狩猟(銃を使用するもの) 義勇消防団の訓練 交通指導・補導員契約 ゴーカー サバイバルゲーム 下草刈り、枝はらい 少年補導 ジェットスキー操縦 自転車モトクロス ジムカーナ シューティングゲーム スカイダイビング スポーツクライミング スノーモービル 高台飛び込み 建前 出初め式 とび板飛び込み 鳥人間コンテスト 熱気球搭乗 ヘリスギ 自衛消防団	廃品回収 バトロール ハンググライダー 船釣り フリークライミング 防犯・防火バトロール ポプスレー 祭り(『御柱祭』) 祭り(『ケンカみこし』) 祭り(『竿灯祭』) 祭り(『だんじり祭り』2トンのだしを急旋回させる大阪の祭り) 祭り(『博多山笠』) 祭り(やぐらの組立・解体作業) 祭り(『やぶさめ』) 棟上げ 山焼き・野焼き 遊覧ヘリコプター 雪おろし ヨットレース リュージュ ワンダーフォーゲル
-----------	---	---

ご注意

- 『下草刈り、枝はらい』とは、スギ林やヒノキ林等の保安全管理のために行うチェーンソー、なた等を使用した山林での作業のことで行事保険の対象となりませんが、家庭用の鎌を用いた草むしりや農業体験は、日帰り行事①の対象となります。
- 『廃品回収』とは、家電等の粗大ゴミ・古新聞・資源ゴミを引き取ることをいい行事保険の対象となりませんが、地域でのゴミ拾い等の清掃活動(海岸、公園、河川等で市民が奉仕で行う程度のもの)は、日帰り行事①の対象となります。
- 『建前』とは、竣工後も建物が無事であるよう願って行われるもので、通常、柱・棟・梁などの基本構造が完成して棟木を上げるときに行われる神道の祭祀をいい、行事保険の対象となりません。
- 『自動車安全運転講習会』は、自動車に搭乗する実技講習が日帰り行事③の対象となりますが、座学の安全運転講演会やビデオ講習等、講義程度のみは、日帰り行事①の対象となります。
- 『被災地でのボランティア活動』については、立ち入り禁止箇所での活動、人命救助活動、重機(除雪機、ショベルカー・クレーン等)を使用した活動については対象となりませんが、避難所における炊き出し等の作業、屋内での片付け・清掃作業、屋外での手作業による片付け・清掃作業は日帰り行事①、自転車を使用した災害物資の運搬は日帰り行事②、自動車を使用した災害物資の運搬は日帰り行事③の対象となります。

※「日帰り行事の種類 一覧表」に列記されていない行事につきましては、(株)アイアンドアイサービスまでご照会ください。

重要事項説明書

行事保険
普通傷害保険、賠償責任保険

- この書面では、行事保険（「行事参加者の傷害補償特約付帯普通傷害保険および施設所有（管理）者特別約款・保管物特別約款・生産物特別約款付帯賠償責任保険」）に関する重要事項（「契約概要」「注意喚起情報」等）についてご説明しています。ご加入前に必ずお読みいただき、お申し込みくださいますようお願いいたします。
- この書面に記載の事項を、被保険者の方に必ずご説明ください。

契約概要 → 保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報 → ご加入に際してご加入者にとって不利益となる事項等、特にご注意ください事項

ご契約の内容は、保険種類に応じた普通保険約款・特約によって定まります。この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、パンフレットをご参照ください。ご不明な点については、取扱代理店または共栄火災までお問い合わせください。

1. ご加入前におけるご確認事項

(1) 行事保険の仕組み

この保険契約は、日本生活協同組合連合会（以下「日本生協連」といいます。）を保険契約者、日本生協連の会員生協を加入対象団体（以下「会員生協」といいます。）、引受保険会社を共栄火災海上保険株式会社とする保険契約です。日本生協連が加入対象団体からの加入希望や保険料を取りまとめ、保険料は一括して共栄火災に払い込みます。

(2) 商品の仕組み **契約概要**

この保険契約は、会員生協が主催する行事や生協運営にかかわる諸活動などの参加中・活動中のケガや賠償事故の補償を行います。

① 見舞金制度（ケガ・身体の補償制度） [行事参加者の傷害補償特約付帯普通傷害保険]

会員生協が主催する行事や生協運営に関わる諸活動などの参加・活動する組合員が、参加中・活動中^(※)に生じた急激かつ偶然な外来の事故によりケガをしたときに保険金をお支払いします。

(※) 行事に参加するため所定の場所に集合したときから所定の解散地で解散するまでの間で、かつ、責任者の管理下にある間をいいます。

<往復途上のケガ>

行事開催前に日帰り行事の参加者が確定し、名簿などの客観的資料を備え付けている場合は、行事参加者の自宅から集合場所までと解散地から自宅までの往復途上のケガについても保険金をお支払いします。

② 賠償事故補償制度 [施設所有（管理）者特別約款・保管物特別約款・生産物特別約款付帯賠償責任保険]

会員生協が主催する行事や生協運営に関わる諸活動などの参加・活動する組合員が、参加中・活動中の事故により他人に対して損害を与えた場合、参加・活動する組合員または事務局等としての会員生協が法律上の賠償責任を負担することによって被った損害に対して保険金をお支払いします。

(3) 被保険者の範囲 **契約概要**

① 見舞金制度（ケガの補償制度） [行事参加者の傷害補償特約付帯普通傷害保険]

参加を登録した組合員、組合員の家族、引率者（子どもを対象とした行事）（行事の参加者）全員^(※)。

(※) 活動日が把握できることが必要です。

② 賠償事故補償制度 [施設所有（管理）者特別約款・保管物特別約款・生産物特別約款付帯賠償責任保険]

会員生協

(4) 基本となる補償内容 **契約概要** **注意喚起情報**

基本となる補償内容はパンフレットの「保険金をお支払いする場合」「保険金をお支払いできない主な場合」でご確認ください。

(5) 補償重複に関するご注意 **注意喚起情報**

賠償責任保険は、補償内容が同様のご契約が他にある場合、補償が重複することがあります。補償が重複すると、特約等の対象となる事故について、どちらの保険からでも補償されますが、いずれか一方の保険からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認ください。^(注)

<補償が重複する可能性のある特約（補償）>

今回ご加入いただく補償	補償の重複が生じる他の補償の例
賠償責任保険	他の保険会社の賠償責任保険

(6) 保険金額の設定等 **契約概要**

保険金額の設定にあたっては、次のa. ～ b. にご注意ください。

- a. 保険金額はパンフレットの保険金額表の中から選択してください。見舞金制度（ケガ・身体の補償制度）は、一行事ごとにその行事者全員に対して同一の保険金額設定となります。（参加者をグループ化してグループ毎に異なる保険金額を設定することはできません。）
- b. 見舞金制度（ケガ・身体の補償制度）の保険金額・日額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえて設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

(7) 保険期間の設定（補償の開始・終了時期） 契約概要 注意喚起情報

保険期間は、原則としてご契約の始期から1年間です。保険期間の途中で加入する場合は、ご加入日から保険終了日までとなります。
※この保険で補償されるのは、実際に参加活動を行っている日のみとなります。

(8) 保険料の決定の仕組み 契約概要

保険料は、保険金額、延べ参加人数・活動人数によって決定されます。具体的にはパンフレットでご確認ください。

(9) 保険料の払込方法等 契約概要 注意喚起情報

保険料は一括払いです。

(10) 満期返れい金・契約者配当金 契約概要

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

2. ご加入時におけるご確認事項

(1) 告知義務（加入依頼書の記載上の注意事項） 注意喚起情報

告知義務とは、ご加入時に告知事項について事実を正確に知らせる義務のことです。告知事項とは、危険に関する重要な事項として共栄火災が告知を求めるもので、加入依頼書において★印がついている項目のことです。この項目が事実と違っている場合、または事実を記載しなかった場合には、保険を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。告知事項の記載内容に誤りがないよう十分ご注意ください。

■告知事項

普通傷害保険	同種の危険を補償する他の保険契約等に関する情報
賠償責任保険	同種の危険を補償する他の保険契約等に関する情報

(2) クーリングオフ 注意喚起情報

保険期間1年を超える保険契約では、お申込み後であってもお申込みの撤回または解除（クーリングオフ）を行うことができる制度がありますが、この保険は、日本生協連を保険契約者とする保険期間1年の契約となっているため、クーリングオフの対象とはなりません。ご加入内容を十分にご確認ください。

(3) 死亡保険金受取人 注意喚起情報

死亡保険金は被保険者の法定相続人にお支払いします。

3. ご加入後におけるご確認事項

(1) 解約・解約返れい金 契約概要 注意喚起情報

ご契約を解約する場合はパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

■ご注意ください事項

- 解約に際しては、加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を返れい金として返還します。
- お申し出の時期により、保険期間のうち未経過の期間がないことから返れい金がない場合があります。

(2) 被保険者からの解約 注意喚起情報

普通傷害保険では、一定の要件に合致する場合、被保険者が会員生協に保険の解約を求めることができます。被保険者から解約の請求があった場合は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

4. その他ご留意いただきたいこと

(1) 保険会社破綻時等の取扱い 注意喚起情報

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、共栄火災も加入しています。この保険契約は「損害保険契約者保護機構」の対象となり、引受保険会社が破綻した場合でも保険金、返れい金等は80%（破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。

(2) 個人情報の取扱い **注意喚起情報**

この保険契約に関する個人情報は、共栄火災がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、共栄火災および共栄火災のグループ会社が、この保険契約以外の商品・各種サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先企業の商品・各種サービスのご案内のために利用することがあります（商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。）。

ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。

●契約等の情報交換について

共栄火災は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。

●再保険について

共栄火災は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求のために、再保険引受会社に提供することがあります。

詳しくは、共栄火災ホームページをご覧ください。<https://www.kyoeikasai.co.jp/contents/privacy.html>

(3) 重大事由による解除

次の事由に該当する場合には、保険を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ①保険金を支払わせることを目的としてケガ等を生じさせ、または生じさせようとしたこと
- ②保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと
- ③暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと
- ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること（行事参加者の傷害補償特約付帯普通傷害保険のみ）
- ⑤上記のほか、①～④と同程度に共栄火災の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと

(4) ご加入の継続について

保険金請求状況などによっては、保険期間終了後、継続してご加入できないことや、補償内容を変更させていただくことがあります。

(5) 事故が起こった場合

事故が起こった場合は、すみやかに取扱代理店または共栄火災までご連絡ください。なお、保険金の請求を行う場合は、保険金請求書に加え、普通保険約款・特約に定める書類のほか、必要な書類等をご提出いただくことがあります。

保険に関するお問い合わせ・ご相談・苦情は

商品・サービスに関するお問い合わせ・ご相談・苦情は、共栄火災営業店または取扱代理店までご連絡ください。

【取扱代理店】 アイアンドアイサービス

TEL 03-6836-1330

[受付時間] 平日 午前9:00～午後5:00

【共栄火災担当営業店】 団体組織開発部 営業課

TEL 03-3504-2898

[受付時間] 平日 午前9:00～午後5:00

もしも事故が起こったら・・・

すみやかに共栄火災営業店、取扱代理店または下記までご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス

「あんしんほっとライン」

0120-044-077 [通話料無料]

■指定紛争解決機関 **注意喚起情報**

共栄火災は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。共栄火災との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

03-4332-5241 [全国共通]

[受付時間] 平日 午前9:15～午後5:00

詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。[\(https://www.sonpo.or.jp/\)](https://www.sonpo.or.jp/)

ご加入内容の確認事項

～ お申込みいただく前にご確認いただきたい事項 ～

本確認事項は、ご加入いただく保険がお客さまのご希望を満たした内容となっていること、加入依頼書の内容が正しく記載されていること等を確認させていただくためのものです。お手数ですが、重要事項説明書やパンフレットを参照しながら、以下の事項について再度ご確認のうえ、ご加入いただきますようお願いいたします。なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

【ご確認いただきたい事項】

1. この保険はお客さまのご意向を推定（把握）のうえご案内しています。ご加入内容が以下の点でお客さまのご意向に合致しているか、よくご確認ください。
 - 補償の種類（保険種類・補償する事故の範囲）
 - 補償の内容（保険金の種類、保険金をお支払いする場合、保険金をお支払いできない主な場合など）・特約の内容
 - 保険金額
 - 保険期間
 - 保険料・払込方法
 - 被保険者の範囲
2. 加入依頼書に記載された事項に誤りがないかご確認ください。
3. 重要事項説明書の内容にご不明な点がないかご確認ください。

お申込みいただいた後には...

●代理請求制度について

この保険では、被保険者が高度障害状態等の事情により保険金を請求できない場合で、かつ、被保険者に法定代理人等がない場合に代理請求制度を利用できます。被保険者と同居または生計を共にする配偶者の方等が、その事情を示す書類により共栄火災に申請いただき、共栄火災の承認を得ることで、被保険者の代理請求人として保険金を請求することができます。万が一の場合に備えて、被保険者の方に被保険者のご家族の方にも保険に加入していること、および加入している保険の概要（保険会社名、お支払いする保険金の種類など）をお伝えいただくようご案内くださいますようお願いいたします。

承認番号 26-0010

重要事項説明書

※保険契約申込書への署名または記名・押印は、この書面の受領印を兼ねています。

重説種類

【傷害B】(2024.10改定版)

共栄火災海上保険株式会社

- この書面では、国内旅行総合保険に関する重要事項（「契約概要」「注意喚起情報」等）についてご説明しています。ご契約前に必ずお読みいただき、お申し込みくださいますようお願いいたします。
- ご契約者と被保険者が異なる場合には、この書面に記載の事項を、被保険者の方に必ずご説明ください。

契約概要 ▶ 保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報 ▶ ご契約に際してご契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項

ご契約の内容は、保険種類に応じた普通保険約款・特約によって定まります。この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、「ご契約のしおり（約款冊子）」^(※)をご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または共栄火災までお問い合わせください。



このマークに記載の項目は、「ご契約のしおり（約款冊子）」の該当項目をご確認ください。

(※)「ご契約のしおり（約款冊子）」は、ご契約後、保険証券とともにお届けしますが、右記コードで開く共栄火災ホームページ (<https://yakkan.kyoeikasai.co.jp/>) でご確認ください。なお、Web約款を希望された場合は、「ご契約のしおり（約款冊子）」はお届けしませんのでご注意ください。お申込み後にお届けをご希望される場合は、取扱代理店または共栄火災までお申出ください。



用語のご説明

主な用語のご説明は次のとおりです。その他の用語については、「ご契約のしおり（約款冊子）」をご確認ください。

用語	説明
き 危険	傷害または損害等の発生の可能性をいいます。
こ ご契約者	共栄火災に保険契約の申込みをされる方で、保険料の支払義務を負う方をいいます。
た 他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
と 特約	オプションとなる補償内容など普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する事項を定めたものです。ご契約の内容により自動的にセットされるものと、ご希望によりセットできるものがあります。
ひ 被保険者	保険契約により補償を受けられる方をいいます。
ふ 普通保険約款	ご契約いただいた保険契約の基本となる補償内容および契約手続等に関する原則的な事項を定めたものです。
ほ 保険金	保険契約により補償される傷害または損害等が生じた場合に共栄火災がお支払いすべき金銭をいいます。
保険金額	保険契約により補償される傷害または損害等が生じた場合に共栄火災がお支払いする保険金の額（または限度額）をいいます。
保険料	ご契約者が保険契約に基づいて共栄火災に払い込むべき金銭をいいます。
り 旅行行程	保険契約申込書にご記入の旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの行程をいいます。



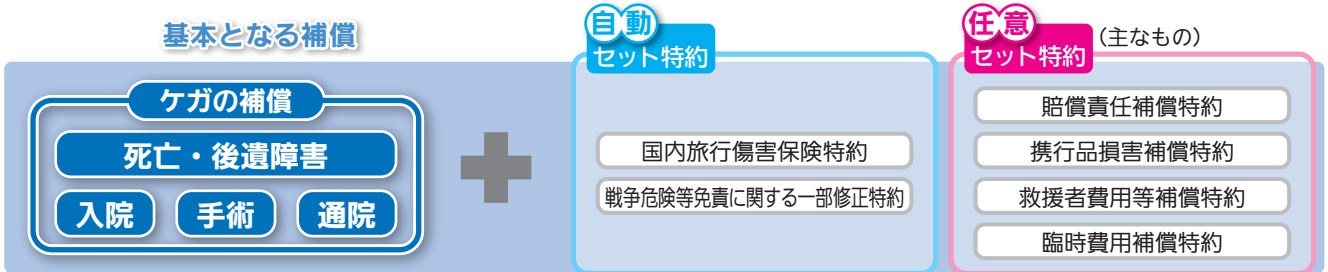
このマークに記載の項目は、「ご契約のしおり（約款冊子）」の該当項目をご確認ください。

契約締結前 におけるご確認事項

1 商品の仕組み

契約概要

国内旅行総合保険は、普通傷害保険に国内旅行傷害保険特約をセットした保険です。日本国内で旅行行程中に生じた急激かつ外来の事故により、ケガをされた場合などに保険金をお支払いします。基本となる補償、自動的にセットされる主な特約【自動セット特約】、セットすることができる主な特約【任意セット特約】は次のとおりです。



(注) 一部の補償を外してご契約いただくことも可能です。

2 被保険者の範囲

契約概要

被保険者の範囲

被保険者の範囲は、以下のとおりです。

	被保険者本人 ^(※1)
ケガの補償	○
国内旅行傷害保険特約	○
賠償責任補償特約 ^(※2)	○
携行品損害補償特約	○
救援者費用等補償特約	○
臨時費用補償特約	○

(※1) 保険契約申込書の被保険者本人欄に記載の方をいいます。

(※2) 被保険者本人が責任無能力者である場合は、その方の親権者・監督義務者等も被保険者に含まれます。ただし、責任無能力者の方の事故に限ります。

3 基本となる補償等

(1) 基本となる補償

契約概要

注意喚起情報

基本となる補償は、次のとおり構成されています。保険金の種類は複数のパターンで組み合わせさせていただくことが可能です。また、保険金をお支払いする場合は次のとおりです。

詳しくは普通保険約款・特約をご確認ください。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合
死亡保険金	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合に、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。
後遺障害保険金	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合に、後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。ただし、保険期間（保険のご契約期間）を通じ合算して死亡・後遺障害保険金額が限度となります。
入院保険金	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に入院した場合に、入院の日数に対して、1日につき入院保険金日額をお支払いします。ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院に限り、180日を限度（支払限度日数）とします。
手術保険金	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に病院または診療所において手術を受けた場合に、以下の金額をお支払いします。 ① 入院中に受けた手術の場合 入院保険金日額×10 ② ①以外の手術の場合 入院保険金日額×5 ただし、1事故につき事故の発生の日からその日を含めて180日以内の手術1回に限りです。
通院保険金	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に通院した場合に、通院の日数に対して、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、90日を限度とします。

(2) 保険金をお支払いできない主な場合 契約概要 注意喚起情報

保険金をお支払いできない主な場合	
<ul style="list-style-type: none"> ●病気・心神喪失等を原因とする場合、およびこれらを原因としてケガをした場合（例えば、歩行中に病気により意識を喪失し転倒をしたためケガをした場合など） ●妊娠・出産・早産を原因としたケガ ●自動車または原動機付自転車の無資格運転・酒気帯び運転・麻薬などを使用しての運転中に生じたケガ ●ピッケルなど登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング、フリークライミング（登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは含みません。）、ハンググライダー搭乗などの危険な運動中のケガ ●地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ 	など

(3) 主な特約・補償の概要 契約概要

特約には、次の2種類があります。

- a. ご契約時のお申出にかかわらず、全ての契約に自動的にセットされる特約 【自動セット特約】
- b. ご契約時にお申出があり、共栄火災が引き受ける場合にセットされる特約 【任意セット特約】

特約・補償の種類	概 要
賠償責任補償特約 【任意セット特約】	旅行行程中にあやまって他人にケガをさせたり、他人のものに損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合、1回の事故につき、賠償責任保険金額を限度として保険金をお支払いします。
携行品損害補償特約 【任意セット特約】	旅行行程中の偶然な事故によって携行品に生じた損害に対して、1個、1組または1対につき10万円（現金・乗車券等は合算して5万円）を限度として、被害物の時価を基準にして算出した損害額から3,000円を差し引いて保険金をお支払いします。ただし、保険期間（保険のご契約期間）を通じ合算して携行品損害保険金額が限度となります。
救援者費用等補償特約 ^(注) 【任意セット特約】	次のような場合に、ご契約者、被保険者または被保険者の親族が負担した捜索救助費用、交通費、宿泊費、移送費用等のうち、社会通念上妥当な額をお支払いします。ただし、保険期間（保険のご契約期間）を通じ合算して救援者費用等保険金額が限度となります。 ①被保険者が旅行行程中の事故によるケガのため、事故の発生からその日を含めて180日以内に死亡した場合または保険期間終了までに入院した場合 ②被保険者が病気のため旅行行程中に死亡した場合 ③被保険者が旅行行程中に発病した病気のため、保険期間中に治療を開始し、保険期間終了日からその日を含めて30日以内に死亡した場合 ④被保険者が旅行行程中に発病した病気のため保険期間終了までに入院した場合 ⑤旅行行程中に被保険者が搭乗している航空機・船舶が行方不明になった場合または遭難した場合 ⑥旅行行程中に被保険者が急激かつ偶然な外来の事故により緊急な捜索・救助活動を要する状態となったことが警察等の公的機関により確認された場合 など
臨時費用補償特約 【任意セット特約】	事故の発生からその日を含めて180日以内に死亡した場合に、臨時費用保険金額（60万円）の全額をお支払いします。

※特約の詳細および記載のない特約については「ご契約のしおり（約款冊子）」の普通保険約款・特約をご確認ください。

(注) 救援者費用等補償特約は、旅行行程中に被保険者が病気またはケガによって入院や万一死亡された場合に、ご家族の方が旅行先に駆けつけるために要した費用を補償します。そのため、ご契約後は、ご家族に国内旅行総合保険を契約していることをお伝えいただくとともに、パンフレットや保険契約申込書（写）等をお渡しくください。

(4) 補償重複に関するご注意 注意喚起情報

次表の特約等のご契約にあたっては、補償内容が同様のご契約（国内旅行総合保険以外のご契約にセットされる特約や共栄火災以外のご契約を含みます。）が他にある場合、補償が重複することがあります。補償が重複すると、特約等の対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、特約等の要否をご判断いただいたうえで、ご契約ください。^(注)

<補償が重複する可能性のある主な特約（補償）>

	今回ご契約いただく補償	補償の重複が生じる他のご契約の例
①	国内旅行総合保険 賠償責任補償特約	積立家族傷害保険 賠償責任補償特約
②	国内旅行総合保険 携行品損害補償特約	個人用火災総合保険 携行品損害特約
③	国内旅行総合保険 救援者費用等補償特約	安心生活総合補償保険 救援者費用等補償条項

(注) 1契約のみに特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったときなどは、特約の補償がなくなることがあります。ご注意ください。

(5) 保険金額の設定 契約概要

保険金額の設定にあたっては、次の a. ～ c. にご注意ください。

- a. お客さまが実際に契約する保険金額については、保険契約申込書の保険金額欄、普通保険約款・特約等でご確認ください。
- b. 各保険金額・日額は、引受けの限度額があります。保険金額・日額は、被保険者の年齢・年収などに照らして適正な額となるように設定してください。なお、死亡・後遺障害保険金額は、次のいずれかに該当する場合、他のご契約等と合計して、1,000万円が上限となります。
 - ・被保険者が保険期間の初日（始期日）時点で満15才未満の場合
 - ・ご契約者と被保険者が異なる契約において、被保険者の同意がない場合
- c. 保険金額・日額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえて設定してください。公的保険制度の概要につきましては、右記コードで開く金融庁のホームページ（<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>）等をご確認ください。



(6) 保険期間 ^(注) および補償の開始・終了時期 契約概要 注意喚起情報

保険期間 ▶ 1か月以内で、実際の旅行期間にあわせて設定してください。

補償の開始 ▶ 保険期間の初日（始期日）の午前0時

補償の終了 ▶ 保険期間の末日（満期日）の午後12時

ただし、保険期間の途中であっても旅行行程が終了した時点で補償は終了します。

(注) 企業等がご契約者となる包括契約方式の場合、各被保険者の補償期間となります。保険期間につきましては、取扱代理店または共栄火災までお問い合わせください。

4 保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1) 保険料の決定の仕組み 契約概要

保険料は保険金額、保険期間等によって決定されます。お客さまが実際に契約する保険料については、保険契約申込書の保険料欄でご確認ください。

(注) 企業等がご契約者となる包括契約方式の場合、保険期間終了時に確定精算が必要となる場合があります。詳しくは取扱代理店または共栄火災までお問い合わせください。

(2) 保険料の払込方法 契約概要 注意喚起情報

保険料は、ご契約と同時に全額を払い込む一時払となります。

(注) 企業等がご契約者となる包括契約方式の場合は、払込方法が異なりますので、詳しくは取扱代理店または共栄火災までお問い合わせください。



保険料の払込方法

5 満期返れい金・契約者配当金 契約概要

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

契約締結時におけるご注意事項

1 告知義務 ^(保険契約申込書の記載上の注意事項) 注意喚起情報

ご契約者、被保険者には告知義務があり、取扱代理店には告知受領権があります。告知義務とは、ご契約時に告知事項について事実を正確に知らせる義務のことです。告知事項とは、危険に関する重要な事項として共栄火災が告知を求めるもので、保険契約申込書において★印がついている項目のことです。この項目が事実と違っている場合、または事実を記載しなかった場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。告知事項の記載内容に誤りがないよう十分ご注意ください。

■告知事項

○同種の危険を補償する他の保険契約等に関する情報

(注) 企業がご契約者となる包括契約の場合は告知事項とはなりません。

2 クーリングオフ 注意喚起情報

保険期間が1年を超えるご契約については、ご契約のお申込み後であっても、お申込みの撤回またはご契約の解除（以下「クーリングオフ」といいます。）を行うことができますが、国内旅行総合保険の保険期間は1か月以内となるため、クーリングオフの対象とはなりません。ご契約の際は、ご契約内容を十分にご確認ください。

3 死亡保険金受取人 注意喚起情報

- ①特に死亡保険金受取人を定めなかった場合
死亡保険金は、被保険者の法定相続人にお支払いします。
- ②死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定める場合
被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。なお、ご契約者と被保険者が異なるご契約を、被保険者の同意のないままに契約されていた場合は、ご契約が無効となります。
(注) 企業等がご契約者および死亡保険金受取人となり従業員等を被保険者とする場合は、ご契約者から被保険者（従業員等）のご家族等に対し、保険の加入についてご説明ください。
- ③ご契約後に死亡保険金受取人を変更する場合
被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。

契約締結後 におけるご注意事項

1 ご注意いただく事項

ご契約後、保険証券記載の住所を変更した場合には、契約内容の変更等が必要となります。取扱代理店または共栄火災にご通知ください。

2 解約返れい金 契約概要 注意喚起情報

ご契約を解約する場合は、取扱代理店または共栄火災にお申出ください。

■ご注意いただく事項

- ご契約の解約に際しては、契約時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。
- 解約の条件によって、解約日から満期日までの期間に応じて解約返れい金を返還します。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。

3 被保険者からの解約 注意喚起情報

被保険者をご契約者以外の方で、一定の要件に合致する場合は、被保険者はご契約者に解約を求めることができます。この場合、ご契約者は解約しなければなりません。



被保険者によるご契約の
解除請求について

その他 ご注意いただきたいこと

1 取扱代理店の権限 注意喚起情報

取扱代理店は、共栄火災との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店にお申し込みいただき有効に成立したご契約は、共栄火災と直接契約されたものとなります。

2 保険会社破綻時等の取扱い 注意喚起情報

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、共栄火災も加入しています。この保険契約は「損害保険契約者保護機構」の対象となり、引受保険会社が破綻した場合でも保険金、解約返れい金等は原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。

3 個人情報の取扱い 注意喚起情報

この保険契約に関する個人情報は、共栄火災がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、共栄火災および共栄火災のグループ会社が、この保険契約以外の商品・各種サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先企業の商品・各種サービスのご案内のために利用することがあります（商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。）。

ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。



●契約等の情報交換について

共栄火災は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。

●再保険について

共栄火災は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求のために、再保険引受会社にご提供することがあります。

詳しくは、右記コードで開く共栄火災ホームページ (<https://www.kyoeikasai.co.jp/contents/privacy.html>) をご覧ください。



契約を継続できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。

(補償内容変更の例)

- ・特定の補償項目の保険金額を減額または増額する。
- ・お支払いする保険金の対象を少なくする特約をセットする。
- ・特定の補償項目を補償対象外とする特約をセットする。
- ・補償内容を拡大する(新たに特約をセットする等)。

- 共栄火災が普通保険約款、特約、保険料率等を改定した場合、改定日以降を保険期間の初日(始期日)とする継続契約には、その始期日における普通保険約款、特約、保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償内容や保険料が継続前のご契約と異なることがあります。

4 重大事由による解除

次の事由に該当する場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ①保険金を支払わせることを目的としてケガ等を生じさせ、または生じさせようとしたこと
- ②保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと
- ③暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと
- ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること
- ⑤上記のほか、①～④と同程度に共栄火災の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと

6 事故が起こった場合

事故が起こった場合は、すみやかに取扱代理店または共栄火災までご連絡ください。なお、保険金の請求を行う場合は、保険金請求書に加え、普通保険約款・特約に定める書類のほか、「ご契約のしおり(約款冊子)」の「保険金ご請求の手続きについて」に記載の書類等をご提出いただくことがあります。



事故が発生した場合におとり
いただく手続き

この「重要事項説明書」に記載のない下記の事項については、「ご契約のしおり(約款冊子)」をご確認ください。



保険証券について

5 継続契約について [企業等が保険契約者となる
包括契約の場合]

- 保険金請求状況などによっては、保険期間終了後、ご

保険に関するお問い合わせ・ご相談・苦情は

商品・サービスに関するお問い合わせ・ご相談・苦情は、カスタマーセンターまでご連絡ください。

カスタマーセンター **0120-719-112** (通話料無料)

【受付時間】 平日 午前9:00～午後6:00

※お申出の内容に応じて、取扱代理店または共栄火災営業店・損害サービス課・損害サービスセンターへお取次ぎする場合がございます。

もしも事故が起こったら…

すみやかに取扱代理店または下記までご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス「あんしんほっとライン」
0120-044-077 (通話料無料)

指定紛争解決機関 **注意喚起情報**

共栄火災は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。共栄火災との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 **そんぽADRセンター**

0570-022-808 [ナビダイヤル(通話料有料)]

【受付時間】 平日 午前9:15～午後5:00

詳しくは、右記コードで開く一般社団法人 日本損害保険協会のホームページ (<https://www.sonpo.or.jp/>) をご覧ください。



ご加入内容の確認事項 ～お申しいただく前にご確認いただきたい事項～

本確認事項は、ご加入いただく保険がお客さまのご希望を満たしたものとなっていること、保険契約申込書の内容が正しく記載されていること等を確認させていただくためのものです。

お手数ですが、重要事項説明書やパンフレットを参照しながら、以下の事項について再度ご確認のうえ、お申込み(ご加入)いただきますようお願いいたします。なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

【ご確認いただきたい事項】

1. この保険はお客さまのご意向を推定(把握)のうえご案内しています。ご契約内容(加入内容)が以下の点でお客さまのご意向に合致しているか、よくご確認ください。
 - 補償の種類(保険種類・補償する事故の範囲)
 - 補償の内容(保険金の種類、保険金をお支払いする場合、保険金をお支払いできない主な場合など)・特約の内容
 - 保険金額(契約タイプ、加入口数)
 - 保険期間(旅行期間)
 - 保険料・払込方法
 - 被保険者の範囲
2. 保険契約申込書に記載された被保険者本人の「氏名」「満年齢」「性別」に誤りがないかご確認ください。
3. 適用される可能性のある割引率について、ご確認ください。(被保険者数が20名以上となる団体契約の場合)
4. 重要事項説明書の内容にご不明な点がないかご確認ください。